

平成二十五年法律第五十五号

## 大規模災害からの復興に関する法律

### 第二章 復興対策本部及び復興基本方針等

#### 第一節 復興対策本部

##### （復興対策本部の設置）

**第四条** 特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

2 内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

##### （本部の組織）

**第五条** 本部の長は、復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 本部に、復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）、復興対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。
- 4 副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣
  - 二 副大臣、大臣政務官若しくは内閣府の防災監又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができる。この場

合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

10 前条第二項の規定は、復興現地対策本部について準用する。

11 復興現地対策本部に、復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の職員を置く。

12 復興現地対策本部長は、本部長の命を受け、復興現地対策本部の事務を掌理する。

13 復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の復興現地対策本部の職員は、副本部長、本部員その他の本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

##### （本部の所掌事務）

**第六条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 復興基本方針の案の作成に関すること。
  - 二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。
  - 三 復興基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- 2 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聴かななければならない。

### 第三章 復興のための特別の措置

#### 第一節 復興計画に係る特別の措置

##### 第一款 復興計画の作成等

##### （復興計画）

**第十条** 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
  - 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域
- 2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
  - 二 復興計画の目標
  - 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
  - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
    - イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）
    - ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）
  - ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）
  - ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百二十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）
  - ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）
  - ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
  - ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第十八条の二において同じ。）
  - チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業
  - リ 漁港漁場整備事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）
  - ヌ 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）

- ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）
  - ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）
  - ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）
  - カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
  - 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
  - 六 復興計画の期間
  - 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村（当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合（以下「共同作成の場合」という。）にあつては、当該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。）が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。
- 4 特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

#### （復興協議会）

- 第十一条** 特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 特定被災市町村の長（以下「特定被災市町村長」という。）
  - 二 特定被災都道府県の知事（以下「特定被災都道府県知事」という。）
- 3 特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 国の関係行政機関の長
  - 二 その他特定被災市町村等が必要と認める者
- 4 特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合又は第十六号に掲げる協議にあっては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 一 次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣
  - 二 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議 都市計画に関し学識経験を有する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣
  - 三 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
  - 四 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
  - 五 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）及び林業に関し学識経験を有する者、特定被災市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣
  - 六 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農林水産大臣
  - 七 次条第一項第八号に定める事項（一級河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十一号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
  - 八 第十三条第一項の協議 農林水産大臣
  - 九 第十三条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 国土交通大臣
  - 十 第十三条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣
  - 十一 第十三条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第十三条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者
  - 十二 第十三条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第十三条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画に

よる事業を行う者

- 十三 第十三条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）
  - 十四 第十三条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者
  - 十五 第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第十三条第八項第五号において同じ。）その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
  - 十六 第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（第十三条第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）
  - 十七 第十三条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者
  - 十八 第十六条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者
  - 十九 第十七条第三項の協議 国土交通大臣
  - 二十 第十八条第三項の協議 国土交通大臣
  - 二十一 第十八条第九項の規定による会議における協議 住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣
  - 二十二 第十九条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣
  - 二十三 第二十条第二項の協議 国土交通大臣
- 5 第一項の協議を行うための会議（以下単に「会議」という。）は、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
- 6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
  - 7 特定被災市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
  - 8 協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。
  - 9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### (土地利用基本計画の変更等に関する特例)

**第十二条** 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限り。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない

い。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣

二 前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限り。） 国土交通大臣

三 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

四 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限り。次項第八号において同じ。）の解除に係るものに限り。） 農林水産大臣

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣の意見を聴くこと。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限り。） 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限り。） 特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

六 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

七 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）に協議をすること。

八 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に該当する保安林の解除に係るものに限り。） 内閣総理大臣を経由して

農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

- 九** 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項第二号に該当する保安林（同法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。）の解除に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。
- 十** 第一項第八号に定める事項（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。） 特定被災都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。
- 十一** 第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。） 当該河川を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。第三十九条において同じ。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。第五十一条第一項において同じ。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。
- 4** 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5** 前項の規定による公告があつたときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。
- 6** 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第六号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。
- 7** 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。
- 一 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 都道府県都市計画審議会

- 二 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 市町村都市計画審議会（当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。）
- 8** 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。
- 9** 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

**（復興整備事業に係る許認可等の特例）**

- 第十三条** 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四ヘクタールを超える農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにするることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
- 2** 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。
- 3** 農林水産大臣は、前二項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。
- 一 第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。
- 二 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
- 三 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 4** 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。
- 一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項
- 二 都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項

- 三 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項
- 四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項
- 五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項
- 六 森林法第十条の二第一項の許可に関する事項
- 七 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項
- 八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項
- 九 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可に関する事項（特定被災都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）
- 十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項（特定被災都道府県が管理する港湾に係るものに限る。）
- 5 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
  - 一 前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。） 国土交通大臣
  - 二 前項第八号に掲げる事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。） 環境大臣
- 6 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。
- 7 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第四項各号に掲げる事項（第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、特定被災都道府県知事（次項第一号に掲げる事項にあつては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
- 8 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、特定被災

災都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあつては、特定被災都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、特定被災都道府県知事（第一号に掲げる事項にあつては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、第六号に掲げる事項にあつては、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

- 一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。） 公共施設管理者
- 二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。） 同条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者
- 三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。） 当該公共の用に供する施設を管理する者
- 四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。） 当該土地改良事業計画による事業を行う者
- 五 第四項第四号に掲げる事項 農業委員会その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
- 六 第四項第五号に掲げる事項 都道府県機構
- 七 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林審議会
- 9 共同作成の場合において特定被災市町村等が復興計画に第七項に規定する事項を記載しようとするとき、特定被災市町村が都市計画法第二十九条第一項に規定する指定都市等である場合において復興計画に第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を記載しようとするとき、又は特定被災市町村等が公共施設管理者である場合において復興計画に同項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について前二項の同意を得ることを要しない。
- 10 特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計画法第三十三条（当該事項が市街化調整区域（同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条）に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。
- 11 特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定め

る基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

**1 2** 特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事項に係る復興整備事業が、第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るため同項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあつては都市計画法第三十三条に規定する基準に、同項第二号に掲げる事項にあつては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

**1 3** 前三項の規定は、特定被災市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで復興計画に第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「復興計画に記載することができる」と読み替えるものとする。

**1 4** 特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

- 一 第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。
- 二 特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
- 三 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

#### (集団移転促進事業の特例)

**第十七条** 特定被災都道府県は、特定被災市町村から特定集団移転促進事業（復興計画に記載された集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下この条において同じ。）を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十七条第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらか

じめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

- 2** 第十条第二項第四号二に掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項（集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。
- 3** 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
- 4** 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。
- 5** 前項の規定により特定被災市町村が第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項について国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を特定被災都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた特定被災都道府県知事は、当該事項を復興計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。
- 6** 国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。
- 7** 第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進法第三条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。
- 8** 前各項に定めるもののほか、特定集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (住宅地区改良事業の特例)

**第十八条** 第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区（以下「申出地区」という。）に関する事項を記載することができる。

- 2** 申出地区に関する事項のうち、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができるものとする。
- 3** 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

- 4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。
- 5 特定被災市町村等は、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。）内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項市町村都市計画審議会の議を経ること。
  - 二 都市計画区域内において都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項 都道府県都市計画審議会の議を経ること。
- 6 国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議をしなければならない。
- 7 第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改良地区の指定があったものとみなす。
- 8 第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項（住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。ただし、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができる。
- 9 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。
- 10 第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第五条第一項の事業計画が定められたものとみなす。

#### （漁港漁場整備事業の特例）

**第十九条** 第十条第二項第四号リに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港及び漁場の整備等に関する法律第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、

かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

- 2 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。
- 3 特定被災市町村は、前項の規定により第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項について農林水産大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、特定被災都道府県知事に協議をしなければならない。
- 4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る漁港及び漁場の整備等に関する法律第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

#### （地籍調査事業の特例）

**第二十条** 第十条第二項第四号ワに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。

- 2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
- 3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。
- 4 特定被災市町村は、前二項の規定により、第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項について、会議における協議をし、又は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、特定被災都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

- 5 国土交通大臣は、第二項又は第三項の協議に係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、かつ、当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の同意をするものとする。
- 一 特定被災市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。
  - 二 特定被災市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定被災市町村等が行うことが困難であると認められること。
- 6 第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合における国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは「第九条の二第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第八項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。
- 7 前項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興計画に適合するものでなければならない。
- 8 第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合において、同項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県及び特定被災市町村は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。

### 第三款 復興計画の実施に係る特別の措置

#### （届出対象区域内における建築等の届出等）

- 第二十八条 特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。
- 2 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

- 4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
  - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 国又は地方公共団体が行う行為
  - 四 復興整備事業の施行として行う行為
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。
- 6 特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 7 特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成二十五年法律第六十五号

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

### 第一章 総則

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

平成二十五年法律第八十八号

## 首都直下地震対策特別措置法

### 第四章 首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

#### 第二節 首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定等

##### （認定基盤整備等計画の変更）

**第十条** 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第八条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、認定基盤整備等計画の変更について準用する。

#### 第五章 地方緊急対策実施計画の作成等

##### （地方緊急対策実施計画）

**第二十一条** 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県（以下「関係都県」という。）の知事（以下「関係都県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「地方緊急対策実施計画」という。）を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地方緊急対策実施計画の区域
- 二 地方緊急対策実施計画の目標
- 三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

- 一 次に掲げる施設等の整備等であって、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項
  - イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの

- ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等

二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項

- イ 住宅その他の建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）の促進その他建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。）に関する事項

ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生の防止及び火災による被害の軽減に関する事項

ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項

二 住居内における安全の確保に関する事項

ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項

三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なもの

イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項

ロ 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）における医療の提供に関する事項

ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項

二 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項

ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項

ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項

ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項

チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項

リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項

ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項

四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項

五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項

六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項

七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務（以下「事業等」という。）と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの

- 4 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。
- 5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

## 第六章 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

### 第一節 特定緊急対策事業推進計画の認定等

#### （特定緊急対策事業推進計画の認定）

**第二十四条** 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業（次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 特定緊急対策事業推進計画の区域
  - 二 特定緊急対策事業推進計画の目標
  - 三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
  - 四 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項
  - 五 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容
  - 六 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
- 3 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この節において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

- 一 当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 6 特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。
- 7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
  - 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
  - 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
  - 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要
- 8 内閣総理大臣は、申請があった特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。
  - 二 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 9 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

#### （認定推進計画の変更）

**第二十六条** 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 第二十四条第三項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定推進計画の変更について準用する。

## 第七章 雑則

### (権限の委任)

**第四十条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

### (地震防災対策推進協議会)

**第三十一条** 特定地方公共団体は、第二十四条第一項の規定により作成しようとする特定緊急対策事業推進計画並びに認定推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地震防災対策推進協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の特定地方公共団体
- 二 特定緊急対策事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が必要と認める者

4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

- 一 特定緊急対策事業を実施し、又は実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする特定緊急対策事業推進計画又は認定推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

平成二十五年法律第八号

## 特定秘密の保護に関する法律

### 第一章 総則

#### （定義）

**第二条** この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

### 第二章 特定秘密の指定等

#### （特定秘密の指定）

**第三条** 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法

律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
  - 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
- 3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

## 令和8年4月1日 施行

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:504AC0000000039\_20260401\_507AC0000000043

令和四年法律第三十九号

## 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律

### 第一章 総則

#### （定義）

**第二条** この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいう。

**2** この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。

### 第五章 雑則

#### （主務省令）

**第十四条** この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

## 令和7年4月1日 施行

現在施行

Law RevisionID:505AC0000000085\_20250401\_000000000000000

令和五年法律第八十五号

## 官報の発行に関する法律

### 第三章 官報の掲載事項

#### （官報による公布等）

**第三条** 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令（最高裁判所規則その他の規則で内閣府令で指定するものを含む。以下「法令」という。）、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行う。

**2** 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第五項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第五項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十四条第一項の告示で次に掲げるものの公示は、官報をもって行う。

- 一 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の要件を定める告示
- 二 前号に掲げるもののほか、これに類する告示として内閣府令で定めるもの

令和六年法律第二十七号

## 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

### 第一章 総則

#### (定義)

**第二条** この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
  - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
  - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - 六 会計検査院
- 2** この法律において「行政機関の長」とは、次の各号に掲げる行政機関の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 次号及び第三号に掲げる機関以外の機関 当該機関の長
  - 二 前項第四号及び第五号の政令で定める機関（次号に掲げるものを除く。） 当該機関ごとに政令で定める者
  - 三 合議制の機関 当該機関
- 3** この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要な不可欠な又は広く

我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいう。

- 4** この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいう。
- 一 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
  - 二 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
  - 三 第一号の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報
  - 四 前二号に掲げる情報の収集整理又はその能力

令和六年法律第六十一号

## 食料供給困難事態対策法

### 第一章 総則

#### (定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定食料 米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であつて、国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なものとして政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であつて政令で定めるものを含む。）をいう。
- 二 特定資材 特定食料の生産に必要な不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）をいう。
- 三 食料供給困難兆候 干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。
- 四 食料供給困難事態 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。
- 五 食料供給困難事態対策 第六条第一項の規定により同項に規定する本部が設置された時から第十四条第一項の規定により当該本部が廃止されるまでの間（以下「本部設置期間」という。）において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、国がこの法律の規定及び次条第一項に規定する基本方針に基づいて実施する措置をいう。
- 六 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 七 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

## 令和8年4月1日 施行

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:411AC0000000089\_20260401\_507AC00000000043

平成十一年法律第八十九号

## 内閣府設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条—第四条）

第三章 組織

第一節 通則（第五条）

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）

第三節 本府

第一款 内部部局等（第十六条—第十七条）

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置（第十八条）

第二目 経済財政諮問会議（第十九条—第二十五条）

第三目 総合科学技術・イノベーション会議（第二十六条—第三十六条）

第三款 審議会等（第三十七条・第三十八条）

第四款 施設等機関（第三十九条）

第五款 特別の機関（第四十条—第四十二条）

第六款 地方支分部局

第一目 設置（第四十三条）

第二目 沖縄総合事務局（第四十四条—第四十七条）

第四節 宮内庁（第四十八条）

第五節 委員会及び庁（第四十九条—第六十四条）

第四章 雑則（第六十五条—第六十七条）

附則

### 第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）

四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

- 八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 九 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項
- 十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
- 十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- 十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項
- 十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

- 十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 二十二 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
- 二十四 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項
- 二十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 二十六 国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第一条の二第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項
- 二十九 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
- 三十 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
- 三十一 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項
- 三十二 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 三十三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項
- 三十四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項
- 三十五 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

**三十六** 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の六において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

**三十七** 重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三項第二十七号の七において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

**2** 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

**3** 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内外の経済動向の分析に関すること。
- 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**二の二** 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

**三** 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

**三の二** 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

**三の三** 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

**三の四** 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

**三の五** 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

**三の六** 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

**三の七** 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

**四** 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

**五** 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

**六** 国民経済計算に関すること。

**六の二** 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

**七** 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

**七の二** 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

**七の二の二** 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

**七の三** 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

**七の四** 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）及び仮名加工医療情報（同条第四項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**七の五** 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

**七の六** 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**七の七** 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

**七の八** 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**七の九** 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。

**七の十** 防災に関する施策の推進に関すること。

**八** 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

**八の二** 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

**九** 激甚災害（激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

**十** 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

**十一** 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

**十二** 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十二年法律七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

**十三** 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

**十四** 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

**十四の二** 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一百五十五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）に関すること。

**十四の二の二** 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

**十四の二の三** 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

**十四の三** 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

**十四の四** 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

**十四の四の二** 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

**十四の五** 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

**十五** 第七号の十から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**十六** 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

**十七** 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

**十八** 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

**十九** 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

**二十** 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**二十一** 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

**二十二** 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

**二十三** 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する  
こと。

**二十四** 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する  
事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

**二十五** 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事  
項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

**二十六** 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び  
処理に関すること。

**二十七** 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健  
康影響評価に関すること。

**二十七の二** 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規  
制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

**二十七の三** 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に  
基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保  
並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の  
所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果  
的な推進に関する事務に関すること。

**二十七の四** 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の  
保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**二十七の五** 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するも  
のをいう。）の作成及び推進に関すること。

**二十七の六** 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の  
所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

**二十七の七** 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく  
重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他  
省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

**二十八** 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関  
すること。

**二十九** 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

**三十** 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

**三十一** 国民の祝日に関すること。

**三十二** 元号その他の公式制度に関すること。

**三十三** 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌  
に属するものを除く。）。

**三十四** 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

**三十五** 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及  
び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

**三十六** 市民活動の促進に関すること。

**三十六の二** 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に  
関する法律（平成二十八年法律第一百号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係  
る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

**三十七** 官報に関すること。

**三十七の二** 内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

**三十八** 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

**三十九** 世論の調査に関すること。

**三十九の二** 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第  
二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並び  
に推進に関すること。

**四十** 公文書館に関する制度に関すること。

**四十一** 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定す  
る歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のもの  
を除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

**四十二** 削除

**四十三** 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六  
条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

**四十四** 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一  
項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

**四十四の二** 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差  
別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定す  
るものをいう。）の作成及び推進に関すること。

**四十五** 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百号）第二十  
二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に  
属するものを除く。）。

**四十五の二** 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増  
進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する  
国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するも  
のをいう。）の策定及び推進に関すること。

**四十六** 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること  
（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

**四十七** 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

**四十八** 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

**四十九** 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

**五十** 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

**五十一** 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

**五十二** 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

**五十三** 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

**五十四** 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

**五十四の二** 公益信託に関すること。

**五十四の三** 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の七第二項及び第六条の五第二項に規定する事務

**五十四の四** 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務

**五十四の五** アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

**五十四の六** 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

**五十五** 所掌事務に係る国際協力に関すること。

**五十六** 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

**五十七** 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

**五十八** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

**五十九** 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

**五十九の二** 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百三十二条に規定する事務

**五十九の三** 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

**五十九の四** 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第四十八条に規定する事務

**六十** 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条第一項に規定する事務

**六十一** 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

**六十二** こども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

**六十三** 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

### 第三章 組織

#### 第一節 通則

##### （組織の構成）

**第五条** 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

**2** 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

#### 第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

**第九条の二** 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

**第十条** 第四条第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

##### （副大臣）

**第十三条** 内閣府に、副大臣三人を置く。

**2** 内閣府に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

**3** 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

**4** 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

**5** 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

#### (大臣政務官)

**第十四条** 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

- 2 内閣府に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。
- 3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

### 第三節 本府

#### 第一款 内部部局等

#### (防災監)

**第十六条の二** 本府に、防災監一人を置く。

- 2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）を統理する。

#### 第二款 重要政策に関する会議

##### 第一目 設置

**第十八条** 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術・イノベーション会議

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

国家戦略特別区域諮問会議	国家戦略特別区域法
中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

### 第五款 特別の機関

#### (科学技術・イノベーション推進事務局)

**第四十条の四** 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第七号の九及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。
- 3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。
- 4 前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (宇宙開発戦略推進事務局)

**第四十条の六** 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

- 2 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。
- 3 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
- 4 前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則

#### (所掌事務の特例)

**第二条** 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。
- 二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。
- 三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調

整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。

- 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和九年三月三十一日	<p>一 有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>二 計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p>
令和十二年三月三十一日	<p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に基づく特定地域づくり事業協同組合（同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。）の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>
令和十三年三月三十一日	<p>一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</p> <p>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</p> <p>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>
令和十四年三月三十一日	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p>
令和十八年三月三十一日	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規</p>

月三十 一日	定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
-----------	--------------------------

- 3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

- (1) 設立
- (2) 定款の変更の決議
- (3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- (4) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

二 株式会社地域経済活性化支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

- (1) 設立
- (2) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
- (3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- (4) 定款の変更の決議
- (5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

- (1) 設立
- (2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
- (3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- (4) 定款の変更の決議
- (5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

**第二条の二** 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

- 2 前条第三項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ（1）及び（2）並びにロ（イ（1）及び（2）に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。
- 3 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを掌理しない。

**（組織の構成の特例）**

**第二条の三** 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「デジタル庁」とあるのは、「デジタル庁、復興庁」とする。

**（副大臣の定数等の特例）**

**第三条の二** 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

- 2 第十三条第三項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大震災からの復興に関連するもの（以下この項及び次条第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

**令和7年4月1日 施行** 現在施行

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）

Law RevisionID:503AC0000000036\_20250401\_506AC0000000046

令和三年法律第三十六号

## デジタル庁設置法

### 第三章 組織

#### 第一節 通則

**（組織の構成）**

**第五条** デジタル庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、デジタル社会の形成に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

- 2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

#### 第二節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

**（副大臣）**

**第九条** デジタル庁に、副大臣一人を置く。

- 2 デジタル庁に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- 3 副大臣は、デジタル大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。
- 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。
- 5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

**（大臣政務官）**

**第十条** デジタル庁に、大臣政務官一人を置く。

- 2 デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

- 3 大臣政務官は、デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

#### 第四節 デジタル社会推進会議

##### (組織)

**第十五条** 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 副議長は、内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てる。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
  - 二 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 5 会議に、幹事を置く。
- 6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

令和7年4月1日 施行 現在施行

食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号） 閣法

Law RevisionID:423AC0000000125\_20250401\_506AC0000000061

平成二十三年法律第二百二十五号

## 復興庁設置法

### 第三章 組織

#### 第一節 通則

##### (組織の構成)

**第五条** 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

- 2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

#### 第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

##### (副大臣)

**第九条** 復興庁に、副大臣二人を置く。

- 2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- 3 副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。
- 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 7 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

##### (大臣政務官)

**第十条** 復興庁に、大臣政務官を置くことができる。

- 2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- 3 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 7 前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。

#### 第四節 復興推進会議等

**第十四条** 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 副議長は、復興大臣をもって充てる。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
  - 二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 5 会議に、幹事を置く。
- 6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

##### (他の法律の適用の特例)

**第三条** 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法

	第二百四十五条の四第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項
国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第四条第二項
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		、デジタル庁	、デジタル庁、復興庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）	第二条第四号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）	第五条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省を	、復興庁及び各省を
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ 第百十一条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
		又は省令	、復興庁令又は省令
行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	第二条第一項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）	第二十八条第三項第二号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）	第一条第一項及び第二条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）	第二条第十号イ 第十五条第三項第四号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
		及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）	第二十条の二	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	第三条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）	第三条第九号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

	第五条第六項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
環境基本法（平成五年法律第九十一号）	第四十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）	第十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）	第三条第一項	若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）	、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）
		デジタル庁設置法第七条第五項	デジタル庁設置法第七条第五項、復興庁設置法第七条第五項
		デジタル庁並びに	デジタル庁、復興庁並びに
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）	第三条第一項第四号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第四条第一項第九号	及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第五条第二項
		各府省及びデジタル庁	各府省、デジタル庁及び復興庁

	第四条第一項第十号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十七条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	第四十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）	第二条第四項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）	第九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	第五十二条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）	第三十条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	第十八条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第六十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令・	内閣府令・復興庁令・
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	第四百七条第三項	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）	第三十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	第二十一条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）	第五条第二項	内閣府	内閣府、復興庁
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の	第二条第二項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁

納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）		及び各省	、復興庁及び各省
	第十四条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）	第三条第二項	又は	、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第七条第五項又は
食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）	第二条第六号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

- 2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるのは、「  
**三** デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁  
**三の二** 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁  
」とする。
- 3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法（第二条第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章（第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。）及び第八十七条を除く。）中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「、復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「、復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八

条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

令和3年9月1日 施行 現在施行

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号） 閣法

Law RevisionID:323AC0000000120\_20210901\_503AC0000000036

昭和二十三年法律第百二十号

## 国家行政組織法

### （目的）

**第一条** この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

### （組織の構成）

**第二条** 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府及びデジタル庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

**2** 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

令和8年4月1日 施行

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号） 閣法

Law RevisionID:411AC0000000091\_20260401\_506AC0000000030

平成十一年法律第九十一号

## 総務省設置法

### 第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等

#### 第二節 総務省の任務及び所掌事務

#### （所掌事務）

**第四条** 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。
- 二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。
- 三 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 四 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。
- 六 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。
- 七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。
- 八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
- 九 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

- 十 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 十一 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 十二 第十号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- イ 独立行政法人の業務
- ロ 第八号に規定する法人の業務
- ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
- ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 十三 行政評価等に関連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。
- 十四 各行政機関の業務、第十二号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- 十五 行政相談委員に関すること。
- 十六 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること。
- 十七 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 十八 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 十九 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十一 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。
- 二十二 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。
- 二十三 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 二十四 地方自治に関する調査及び研究に関すること。

- 二十五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二十六 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十七 住民基本台帳制度に関すること。
- 二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知、同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理に関すること。
- 二十九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。
- 三十 住居表示制度に関すること。
- 三十一 行政書士に関すること。
- 三十二 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十三 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 三十四 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。
- 三十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十六 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十七 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。
- 三十八 第三十五号及び第三十六号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。
- 三十九 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。
- 四十 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十一 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。
- 四十二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関すること。
- 四十三 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。
- 四十四 地方交付税に関すること。
- 四十五 地方債に関すること。
- 四十六 地方公共団体の財政資金の調達に関するあっせん、助言その他の協力に関すること。
- 四十七 当せん金付証券に関すること。

**四十八** 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。

**四十九** 地方公共団体の経営する企業に関すること。

**五十** 地方公共団体の財務に関係のある事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。

**五十一** 地方公共団体の財政の健全化に関すること。

**五十二** 第四十号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。

**五十三** 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。

**五十四** 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関すること。

**五十五** 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関すること。

**五十六** 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関すること。

**五十七** 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

**五十八** 符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。

**五十九** 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

**六十** 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。

**六十一** 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。

**六十二** 日本放送協会に関すること。

**六十三** 非常事態における重要通信の確保に関すること。

**六十四** 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

**六十五** 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

**六十六** 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

**六十七** 電波の利用の促進に関すること。

**六十八** 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。

**六十九** 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。

**七十** 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

**七十一** 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

**七十二** 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。

**七十三** 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

**七十四** 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に関すること。

**七十五** 郵便認証司に関すること。

**七十六** 信書便事業の監督に関すること。

**七十七** 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

**七十八** 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

**七十九** 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。

**八十** 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

**八十一** 国際統計事務の統括に関すること。

**八十二** 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。

**八十三** 第七十八号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

**八十四** 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。

**八十五** 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。

**八十六** 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。

**八十七** 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

**八十八** 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。

**八十九** 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

**九十** 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

**九十一** 所掌事務に係る国際協力に関すること。

**九十二** 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

**九十三** 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務

**九十四** 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務

**九十五** 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、総務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

**令和6年9月26日 施行** 現在施行

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）

Law RevisionID:355AC0000000036\_20240926\_506AC0000000065

昭和五十五年法律第三十六号

## 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

**（地方自治法の特例）**

**第二十条の二** 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

令和7年5月23日 施行 現在施行

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）

Law RevisionID:420AC1000000080\_20250523\_507AC0000000039

平成二十年法律第八十号

## オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律

（地方自治法の特例）

**第十八条** 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

令和6年9月26日 施行 現在施行

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）

Law RevisionID:428AC1000000073\_20240926\_506AC0000000065

平成二十八年法律第七十三号

## 国外犯罪被害者等への給付金の支給に関する法律

（地方自治法の特例）

**第二十一条** 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害者等への給付金の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害者等への給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

### 第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

#### 第二節 応急措置等

##### （応急公用負担等）

**第百十三条** 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。

5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現

場にいらないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。